

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部 障がい者支援課 No.004

処 分 名	特例介護給付費等の支給の決定
処 分 の 概 要	市長は、法第30条第1項の規定による特例介護給付費等又は法51条の15第1項の規定による特例地域相談支援給付費の支給の要否を決定したときは、（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）支給（不支給）決定通知書（様式第16号）により申請者に通知するものとする。
根拠条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第78号）第14条第1項～第2項
審 査 基 準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第78号）第14条第1項～第2項による申請があったときに行う特例介護給付費等支給決定である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成18年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び  
関係例規等の抜粋**

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

(特例介護給付費等又は特例地域相談支援給付費の支給決定の通知)

第14条 市長は、法第30条第1項の規定による特例介護給付費等又は法51条の15第1項の規定による特例地域相談支援給付費の支給の要否を決定したときは、(特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費)支給(不支給)決定通知書(様式第16号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、法第35条第1項に規定する特例特定障害者特別給付費の支給の要否の決定に準用する。